

住まいの安定に向けた居住支援の抜本的強化を求める意見書

住まいは、社会保障の基盤であり、個人の尊厳を守るために不可欠なインフラであると言える。しかしながら、現在、長引く物価高騰や都市部を中心とした家賃相場の上昇といった過重な住宅費負担が、低所得世帯や子育て世帯の家計を圧迫している。また、高齢者単身世帯の増加に伴い、孤立死への不安等による賃貸住宅への入居拒否や老朽化した住居の安全確保等、居住に関する課題は多岐にわたり深刻化している。

現行の住居確保給付金や生活保護の住宅扶助も住居の確保に関して一定の役割を果たしているが、急激な社会情勢の変化や多様化する居住ニーズに対し、現在の施策では十分対応しきれていないと言え難い。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、誰もが安心して住み続けられる社会の実現に向け、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 低所得世帯や子育て世帯を対象とした新たな住宅手当制度を創設すること。
- 2 居住サポート住宅の増加に向け、居住支援法人等の活動に対する支援を更に充実するとともに、貸主に対して孤立死への不安を解消するための情報提供を積極的に行っていくこと。
- 3 高齢者の健康管理や遠隔見守りサービスを普及させるため、IoT技術等を活用した次世代住宅の実用化を推進するとともに、高齢期に備えた相談体制の強化に向け支援を行うこと。
- 4 UR賃貸住宅や公営住宅の空き住戸をNPO法人等に低廉な家賃で貸与し、そのNPO法人等が更に子育て世帯等に転貸する仕組みを全国に広げることで、子育て世帯等がより低廉な家賃で住居を確保できるようにすること。
- 5 現在の長引く物価高騰や都市部を中心とした家賃相場の上昇等を踏まえ、生活保護の住宅扶助について、基準額を引き上げるとともに地域差を踏まえた柔軟な基準設定を可能とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月6日

名 古 屋 市 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

宛（各 通）